

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

沖縄県石垣市字新川一五一〇番地一六一サ
ンハイムやひろA一ー一

合同会社ライフサポート
清算人 石橋正次郎

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月二十八日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目一八番三
号山政第一ビル三階

医療法人社団あさや皮膚科
清算人 浅谷 実幸

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月二十四日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号
サンライズ港南台一階

医療法人貞仲会
清算人 仲 克巳

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月二十四日理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

札幌市中央区南十七条西九丁目一番三五号

学校法人札幌いづみ学園
代表清算人 穴倉 迪彌

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十二月二十六日開催の役員会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年五月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

東京都杉並区宮前三丁目三五番二五号

天照院
清算人 川島 康弘

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目四番一号

医療法人清雄会
清算人 竹林 匡史

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年六月二十日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三三号

マンシヨン京都白金台マンシヨン建替組合
代表清算人 豊島夕起夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月十二日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十四日

大阪市城東区成育一丁目七番七号

医療法人成義会
清算人 榎屋加奈子

第二十期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

流動資産

資産の部

負債及び正味財産の部

正味財産の部

負債及び正味財産の部

令和八年七月十四日

東京都渋谷区渋谷二二〇一二渋谷日永ビル四下

特定非営利活動法人チーズマスター会

代表理事 大塚 義幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市興津四丁目一六番地一一、最後の住所北海道釧路市白樺台二丁目二五番一、白樺台病院 被相続人 亡 那知 俊枝 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十四日

北海道釧路市錦町五丁目三番地三ツ輪ビル三階 中井拓人法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中井 拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市中央町三丁目一六番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 森脇 省五 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十四日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号 セミナールビル三階

相続財産清算人 弁護士 菊地 俊邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐湯本町笠井二四番地、最後の住所福島県いわき市小川町西小川字小橋八番地の二三 被相続人 亡 山口 幸二 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十四日

福島県いわき市平字大工町六番地の一二

相続財産清算人 弁護士 大谷 好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市八千代一丁目一一一七番地、最後の住所栃木県宇都宮市幕田町一四五八番地一元氣の家 被相続人 亡 大和田恵子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十四日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一〇号オノセビル三階 至誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊東 実香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市石神四丁目五番、最後の住所埼玉県新座市東一丁目七番八号、サニールイフ新座 被相続人 亡 佐藤 三省 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十四日

埼玉県さいたま市見沼区東大宮六一一六

一八タカラビル二〇二号村田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村田 博俊

第23期決算公告

2026年7月14日

札幌市中央区北一条西21丁目3番35号

株式会社森林環境アライズ

代表取締役 朝野 英昭

貸借対照表の要旨(2026年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産の部	流動資産	266,678
	固定資産	422,245
資産合計		688,924
負債の部	流動負債	77,484
	固定負債	(6,057)
負債合計		298,272
純資産の部	資本金	313,168
	剰余金	20,000
純資産合計		293,168
負債・純資産合計		2,000
		291,168
		(24,793)
		688,924